

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第13号

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和50年墨田区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2項中「25歳」を「20歳」に改める。

第5条の表技能習得資金の項中「3年」を「5年」に、「50,000円」を「65,000円」に改め、同表修学資金の項1中「国立又は公立の」を「国、地方公共団体又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する」に改め、同項3中「国立又は公立の」を「国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する」に、「75,000円」を「76,500円」に改め、同項4中「88,500円」を「90,000円」に改め、同項5及び7中「国立又は公立の」を「国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する」に改め、同項9及び11中「国立又は公立の」を「国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する」に改め、同項13中「43,500円」を「45,000円」に改め、同表就学支度資金の項中「国立又は公立の大学、短期大学又は」を「国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学若しくは短期大学又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する」に改める。

第7条中「事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金（失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金を除く。）」を「女性が扶養している子に係る技能習得資金、就職支度資金」に改め、「資金については」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1.5パーセント」に改める。

第8条中「、保証人を立てて」を削る。

第9条の見出し中「連帯債務」を「保証人及び連帯債務」に改め、同条第2項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、結婚資金、修学資金又は就学支度

資金の貸付けを受けようとする者（女性が扶養している子に限る。）は、保証人を立てなければならない。

第10条中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第15条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第18条中「本条」を「この条」に改める。

第19条第1項中「の各号」を削る。

第23条中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。